

## 平成 29 年度第 1 回福知山市入札制度改革等検討委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成 29 年 8 月 30 日 (水) 午後 2 時 10 分～午後 4 時 10 分 市民交流プラザふくちやま 視聴覚室 (3 階)	
出席委員名簿 (職業)	<p>委員長 <small>たかはし</small> 高橋 <small>ゆきお</small> 行雄 (弁護士、現福知山市入札監視委員長)</p> <p>委員 <small>きし</small> 岸 <small>みちお</small> 道雄 (立命館大学政策科学部教授)</p> <p>委員 <small>せきね</small> 関根 <small>えいじ</small> 英爾 (ジャーナリスト (元京都新聞論説委員))</p> <p>委員 <small>まつしま</small> 松島 <small>かくや</small> 格也 (京都大学大学院工学研究科准教授)</p>	
議事概要	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ (高橋委員長)</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 福知山市公募型プロポーザル方式ガイドラインの策定について</p> <p>◇ 策定について概ね了承を得た。</p> <p>(2) 入札制度改革について</p> <p>◇ 入札制度改革の検証については、公表する内容を検討した上で、継続して公表していくことが確認された。</p> <p>◇ 管・舗装・造園工事業の見直しについては、発注標準及び入札方法を見直すことで了解を得た。</p> <p>4 閉会</p>	
委員からの意見・質問とそれに対する回答	意見・質問等	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり

意見・質問等	回答等
<p data-bbox="240 371 778 450"><b>福知山市公募型プロポーザル方式ガイドラインの策定について</b></p> <p data-bbox="240 465 790 831">公募型プロポーザル方式の採否を決定する「公募型プロポーザル方式運用委員会」（以下「運用委員会」という。）は、学識経験者を構成員とはしないのか。参考にしたと思われる、京都府の「京都府公募型プロポーザル方式事務マニュアル」における類似の組織は、学識経験者を構成員としているが。</p>	<p data-bbox="809 465 1347 640">「京都府公募型プロポーザル方式事務マニュアル」を参考にしているが、組織規模等、府と市の間での違いから福知山市に合った事務手続に変えている。</p> <p data-bbox="809 656 1347 927">京都府の運用委員会における学識経験者は、プロポーザルを行うにあたって、職員が恣意的に事務執行しないよう参加されていると思われ、福知山市でも同様の観点から組織立てすることが必要だと認識している。</p> <p data-bbox="809 943 1347 1167">ただ、福知山市の場合は、これまでから当委員会で入札契約制度について意見をいただいているので、委員会で確認いただいた審査基準を運用するという制度にすれば、目的が達成できると考えている。</p> <p data-bbox="809 1229 1347 1500">京都府と福知山市を比べると、京都府は発注の規模が大きく、種別も多様である。一方、福知山市は、プラント設置や大きなイベント開催などの案件は少なく、福祉関係の委託などが多い状況で、専門性の高い案件は少ない。</p> <p data-bbox="809 1516 1347 1881">また、運用委員会と「公募型プロポーザル候補者選定会議」（以下「選定会議」という。）と二つに分けているので、運用委員会は大きな捌きをし、個別の案件で専門性の吟味が必要なところでは、専門の意見を聴くということでチェックをすれば、十分対応可能であると考えて、このような制度としている。</p>

<p>プロポーザル方式を採用するか否かの判断は、結局随意契約をするか否かの判断である。そうすると、競争入札を原則とする法律の例外を採用していいのかどうか、専門性に先立って、重要な問題となる。</p> <p>例外としての随意契約であるということが客観的に担保されていると言えるようにする必要がある。</p> <p>これまでプロポーザル方式を採用しながら統一的に運用されてこなかったということ踏まえ、ガイドラインの策定は大きな前進であると受け止める。</p> <p>選定会議の構成員は市職員（部長等）となっているが、これは有識者の意見も踏まえ、部長級の職員がトップで最終決定をするということか。</p> <p>運用委員会では副市長がメンバーであるのに、選定会議ではそうではないというのは少し違和感がある。</p> <p>また、透明性・公正性の確保の観点からは、運用委員会及び外部委員からの意見聴取を含めた選定会議の議事録を公開すべきではないか。</p> <p>ガイドライン中、基本事項の運用委員会の説明では構成員の説明があるが、選定会議に関してはない。整合性を考えるならば、あったほうがよい。</p>	<p>まずはこの入札制度改革等検討委員会で大枠を議論いただく。個別の案件の当不当については、入札監視委員会のチェックにより担保できると考えている。</p> <p>選定会議として候補者を選定するが、形としては、選定会議のトップである部長等の職員が最終的な候補者の決定をすることになる。</p> <p>例えば福祉関係の案件ならば、候補者の選定をする選定会議は、福祉部局の部長をトップとする。一方、運用委員会は市全てのプロポーザル案件の採否を決定する機関である。その違いから構成員を変えている。</p> <p>選定に関する公表については、候補者選定後にその結果を公表することになっているが、その内容としては、候補者の得点・参加者の名称等に加え、外部有識者の意見を踏まえた上での候補者選定理由と、外部有識者の名前を公表することとしている。</p> <p>「部長等」を加え、表記を統一する。</p>
--	--

<p>ガイドライン策定の背景には、一者随意契約のいわば隠れ蓑としてプロポーザル方式が用いられているのではないかという問題意識があったと聞いている。このガイドラインの定める運用委員会を組織してプロポーザルの採否を判断する方式は、実際にやってみないとわからないところはあるが、目的を達成できるのではないかと思う。</p> <p>ただ、競争性の観点からは、参加資格の設定内容が大きな課題となってくるが、これまでの議論の主旨からすると、可能な限り参加資格要件は縛らないというのが原則ではないか。募集しても参加が1者しかないということがないか。</p> <p>公募型プロポーザルは、競争入札に近いが、単に業務を請け負うだけでなく積極的に応募者の創意工夫が反映される手続であると認識している。そうすると、参加資格を狭めることに消極的になると思うが、参加資格として事前に入札参加申請をしていること、しかも「基本的には」としていることの目的は何なのか。</p> <p>過去の事例はどのようなものがあったか。それがあれば、ガイドラインを適用すると過去の事例はどのように扱われるか、過去の事例を参考にプロポーザルの対象案件を金額的に限定するといった議論ができる。</p>	<p>参加資格の設定については、基本的には対象業務にあった業種区分の指名競争入札等参加資格を求めていくこと、もう一つは、実績要件は原則として参加資格要件とはしないことをガイドラインで定めている。</p> <p>指名競争入札等参加資格を求めていくことについては、申請書類から企業の経営状況や実績を把握ができるので、基本的には対象業務にあった業種区分の指名競争入札等参加資格を求めていくこととした。</p> <p>実績要件については、実績の有無は評価項目で対応していくことが出来るので、原則として参加要件とはしないこととした。</p> <p>また、参加資格の設定にあたっては、運用委員会に諮る段階で、業務実施担当課が参加申請の見込みや求める提案とのバランスを考えることになる。</p> <p>役務についての入札参加申請の制度は、建設工事における経営事項審査やコンサルタント業務における登録制度のような役割を果たすもので、最低限の仕分けをしているものである。</p> <p>ただし、全国から公募する場合には、例えば福知山市の入札参加申請をしていない東京の事業者の参加を見込む場合には、入札参加申請の要件を設けず、当然その都度運営能力や経営力・技術力を審査する必要がある。</p> <p>本日、過去の案件を取りまとめたものは用意していないが、過去の例では、施設の貸付や清掃業務など、プロポーザルになじまないと思える例があった。</p> <p>金額面での案件の限定については、数十万円の案件があったが、金額に関わらず</p>
---	---

<p>基本的なことだが、既に福知山市が策定している随意契約ガイドラインにプロポーザルガイドラインと整合するようにプロポーザルについて明記しておく必要がある。</p> <p>また、評価基準において、価格点を15点としているが、プロポーザルの内容によっては、点数の配分を変える必要があるのではないか。</p> <p>このガイドラインは、京都府のマニュアルをベースにしており、採点方法などが同じだと思う。そうであれば、京都府のマニュアルを参考にしたことはあらかじめ断り書きをしておくべきではないか。</p> <p>「福知山市公募型プロポーザル方式ガイドライン」という題名は、対象が不明確にも思えるので、見直したほうがよい。</p> <p><b>入札制度改革の検証について</b></p> <p>かい離率は低くなっているが、失格発生件数は増加し、そのほとんどは最低制限価格未満の入札である。これをどのように理</p>	<p>ロポーザルで行うべき業務もありうるので、限定すべきかどうかは、今後の課題とする。</p> <p>随意契約ガイドラインについては、プロポーザルによる契約を「その性質又は目的が競争入札に適しない」ものに該当すると整理している。プロポーザルについて明記するか、検討する。</p> <p>価格点の配分は、15点を標準とするが、案件ごとに考慮する必要もありうるので、運用委員会でチェックをすることとしたい。</p> <p>なお、外部有識者の選定については、専門性を取り入れることを目的としているので、業務実施担当課が予定の者を選定する。運用委員会は、外部有識者が応募する組織と外部有識者の関係性の有無を審議することになる。</p> <p>ご指摘を踏まえ、最終的な形式は、検討する。</p> <p>検討する。</p> <p>失格発生件数は、26年度から年度を経るごとに増えている。これは、災害復旧が一段落し、需給のバランスが通常に戻って</p>
--	---

<p>解しているか。</p> <p>コンプライアンスについては、問題はなかったのか。</p> <p>改革の検証・評価の試みを評価する。 公表できる情報を整理したうえで、継続して公表していくべきである。コンプライアンスに関していえば、ゼロを続けて公表していくことも意味がある。</p> <p>また、これまで議論してきた、例えば労働環境なら賃金率のデータ、地域への貢献なら市内在住者の雇用者数や災害対応の件数が、手間をかけずに集められるのであれば、検証に役立つのではないか。</p> <p>公共工事に関して、担い手の工事従事者の年代別の人数など、全市的な統計があれば、実態の改善に役立つと思う。</p> <p><b>管・舗装・造園工事業の見直しについて</b> 発注基準、入札方法を揃えて見直すとい</p>	<p>くる中で、事業者が受注意欲をもって最低制限価格付近を狙って応札したのではないかと考えている。</p> <p>なお、中央公契連のモデル式改定による最低制限価格の設定方法の改正があったことは、事業者に向けて発信している。</p> <p>ただ、失格発生件数の増加は、事業者が制度の改正を十分承知されずに応札したことがないとは言えない。引き続き分析する。</p> <p>予定価格の事後公表の試行にあたり、積算担当者への不当な働きかけが懸念される場所である。27、28年度は、コンプライアンスに関する事象はなかった。毎年コンプライアンスの研修を実施しているが、今後も引き続き行いたい。</p> <p>B等級発注対象の上限額を引き下げるこ</p>
---	--

<p>うことだが、造園工事業は、A等級及びC等級とB等級との間に極端に偏りがある。現状より競争性は確保できるのか。</p> <p>契約件数が横ばいの中競争性を高めようとすると、幅を持たせた入札参加が望ましいと考えられるので、基本的に見直しに賛成する。</p> <p>他の市町村はどのような取扱いをしているか。その他業種は、何を想定しているのか。</p> <p>全体的な話になるが、週休2日制については、市として何か取組みをしているのか。</p>	<p>とによる影響については、A等級対象工事を発注する可能性が少し大きくなる。ここで、さらに提案になるが、A等級対象工事でも、B等級のある一定以上の点数を持った者を造園に限って参加できるようにすることとしたい。</p> <p>他の市町村は、京都北部について言えば、全体の発注金額規模は、福知山市が一番多い状況のようである。</p> <p>その他工事については、あとは水道施設、電気通信、機械器具設置又はとび・土工・コンクリートを想定している。建設業法に定める29業種のうち、指定6業種以外のもの全てというわけではない。</p> <p>結論としては、福知山市として具体的対策をとっているわけではない。</p> <p>まず、担い手確保を大きな課題として認識している。その中で発注者としては、災害復旧工事など一刻を争う工事もあり、常にとは言えないが、余裕のある工期設定などを検討する必要があると考えている。</p> <p>また、労働条件の改善については、ダンピング対策として最低制限価格の設定方法を改正してきており、上限値の90パーセントに近くなってきているので、さらに踏み込んで給与面、休日労働条件を考えていきたいと思っている。</p>
--	--